

建 政 - 1004

令和5年9月19日

各建設業関係団体の長  
各建設関連業団体の長 } 様

秋田県建設部長

(公印省略)

県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱等  
の一部改正について (通知)

このことについて、別添のとおり一部を改正しましたので、お知らせします。  
つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いいたします。

担当：建設政策課

建設業チーム

TEL. 018-860-2425

県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱等の一部改正  
 県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(専任配置の主任技術者の兼務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>3 同一の主任技術者が兼務することができる工事の数は、当該県工事及び他工事を合わせて、<u>原則2程度(災害復旧工事等(災害復旧工事、改良復旧工事その他のこれらに類する工事をいう。以下同じ。))が1件あるときは3まで)</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(1) 略</p> <p>①~④ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(現場代理人の兼務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 同一の現場代理人が兼務することができる工事の数は、県工事及び他工事を合わせて、<u>3</u>まで(災害復旧工事等 _____ <u>が1件あるときは4まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5まで</u>)とする。</p> <p>様式1(監理技術者) 略</p>	<p>(専任配置の主任技術者の兼務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>3 同一の主任技術者が兼務することができる工事の数は、当該県工事及び他工事を合わせて、<u>2</u> _____ とする。</p> <p>4 略</p> <p>(1) 略</p> <p>①~④ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(現場代理人の兼務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 同一の現場代理人が兼務することができる工事の数は、県工事及び他工事を合わせて、<u>三</u>まで(災害復旧工事等 <u>(災害復旧工事、改良復旧工事その他のこれらに類する工事をいう。以下同じ。))</u>が1件あるときは<u>四</u>まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは<u>五</u>まで)とする。</p> <p>様式1(監理技術者) 略</p>

### 様式1 (主任技術者)

様式1 (主任技術者の場合)

主任技術者の兼務承認申請書

年 月 日

発注者あて

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記のとおり、施工中の貴発注工事に配置している専任の主任技術者が、建設業法施行令第27条第2項の規定により他の工事と兼務したいので承認申請します。

記

主任技術者の氏名	
施 工 中 の 工 事	工事番号
	工事名
	工事現場の場所
	主任技術者の配置資格
兼 務 し よ う と す る 他 工 事 1	工事名
	工事現場の場所
	工事内容の概要
	請負金額(予定価格)
	工期
	専任・非専任の区分
	主任技術者の配置資格
兼 務 し よ う と す る 他 工 事 2	工事名
	工事現場の場所
	工事内容の概要
	請負金額(予定価格)
	工期
	専任・非専任の区分
	主任技術者の配置資格
2 件 の 工 事 の 関 係	1 2件の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 (内容: )
	2 2件の工事の施工に当たり相互に調整を要する。 (内容: )

※上記1又は2の該当するものに○を付け、内容を箇条に記入すること。

1 2件(3件)の工事現場間の自動車で通行な経路を示す経路図を添付すること。なお、経路図には経路距離を明示すること。

2 他工事への兼務が決定した時は、速やかに報告すること。

### 様式1 (主任技術者)

様式1 (主任技術者の場合)

主任技術者の兼務承認申請書

年 月 日

発注者あて

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記のとおり、施工中の貴発注工事に配置している専任の主任技術者が、建設業法施行令第27条第2項の規定により他の工事と兼務したいので承認申請します。

記

主任技術者の氏名	
施 工 中 の 工 事	工事番号
	工事名
	工事現場の場所
	主任技術者の配置資格
兼 務 し よ う と す る 他 工 事	工事名
	工事現場の場所
	工事内容の概要
	請負金額(予定価格)
	工期
	専任・非専任の区分
	主任技術者の配置資格
2 件 の 工 事 の 関 係	1 2件の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 (内容: )
	2 2件の工事の施工に当たり相互に調整を要する。 (内容: )

※上記1又は2の該当するものに○を付け、内容を箇条に記入すること。

1 2件の工事現場間の自動車で通行な経路を示す経路図を添付すること。なお、経路図には経路距離を明示すること。

2 他工事への兼務が決定した時は、速やかに報告すること。

### 様式1 (現場代理人) 略 様式2

様式2

文書記号・番号  
年 月 日

様

発 注 者  
(公印省略)

監理技術者等の兼務について

申請のありました監理技術者等の兼務については、次のとおり承認します。

監理技術者等の氏名  
監理技術者等の配置資格  
兼 務 期 間

対象工事  
工事名(工事番号)  
(監理技術者補佐の氏名)  
(監理技術者補佐の資格)

監理技術者等を兼務させようとする他の工事  
兼務する工事1 発注者名  
工事名(工事番号)  
施工場所(市町村名)  
兼務する工事2 発注者名  
工事名(工事番号)  
施工場所(市町村名)

### 様式1 (現場代理人) 略 様式2

様式2

文書記号・番号  
年 月 日

様

発 注 者  
(公印省略)

監理技術者等の兼務について

申請のありました監理技術者等の兼務については、次のとおり承認します。

監理技術者等の氏名  
監理技術者等の配置資格  
兼 務 期 間

対象工事  
工事名(工事番号)  
(監理技術者補佐の氏名)  
(監理技術者補佐の資格)

監理技術者等を兼務させようとする他の工事  
発注者名  
工事名(工事番号)  
施工場所(市町村名)

### 様式3 略

### 様式3 略

様式 4

様式 4  
本工事に従事できると判断した理由書

発注者あて 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

入札参加資格確認申請書に添付した様式第3号において、本工事に従事できると判断できる理由とした「建設業法施行令第27条第2項による兼務」の内容は、次のとおりです。

記

本 工 事	主任技術者の氏名	
	工事番号	
	工事名	
	工事現場の場所	
兼 務 し よ う と す る 他 工 事 1	主任技術者の配置資格	
	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額（予定価格）	
	工期	
	専任・非専任の区分	
兼 務 し よ う と す る 他 工 事 2	主任技術者の配置資格	
	発注者（担当課所）	
	発注者担当者（電話番号）	
	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額（予定価格）	
2 工 事 の 3 箇 条 の 関 係	1 2件（3件）の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 （内容： ）	
	2 2件（3件）の工事の施工に当たり相互に調整を要する。 （内容： ） ※上記1又は2の該当するものに○を付け、内容を簡潔に記入すること。	

2件（3件）の工事現場間の自動車で通行な経路を示す経路図を添付すること。なお、経路図には経路距離を明示すること。

様式 5 略  
様式 6 略

様式 4

様式 4  
本工事に従事できると判断した理由書

発注者あて 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

入札参加資格確認申請書に添付した様式第3号において、本工事に従事できると判断できる理由とした「建設業法施行令第27条第2項による兼務」の内容は、次のとおりです。

記

本 工 事	主任技術者の氏名	
	工事番号	
	工事名	
	工事現場の場所	
兼 務 し よ う と す る 他 工 事	主任技術者の配置資格	
	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額（予定価格）	
	工期	
	専任・非専任の区分	
2 件 の 工 事 の 関 係	主任技術者の配置資格	
	発注者（担当課所） 発注者担当者（電話番号）	
2 件 の 工 事 の 関 係	1 2件の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 （内容： ）	
	2 2件の工事の施工に当たり相互に調整を要する。 （内容： ） ※上記1又は2の該当するものに○を付け、内容を簡潔に記入すること。	

2件の工事現場間の自動車で通行な経路を示す経路図を添付すること。なお、経路図には経路距離を明示すること。

様式 5 略  
様式 6 略

附 則

この要綱は、令和5年9月19日から施行する。

建設工事等競争入札事務の取扱い（平成4年2月20日監一1687）の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(見積期間)</p> <p>第7 建設工事等の入札に当たっては、入札価格を算出するために必要な期間（以下「見積期間」という。）を設けなければならない。</p> <p>2 前項の見積期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは第2号及び第3号の期間を5日以内に限り短縮することができる。</p> <p>(1) 1件の予定価格が5百万円に満たない建設工事等については1日（一般競争入札及び条件付き一般競争入札にあつては8日。<u>ただし、やむを得ない事情があるときは5日。</u>）以上</p> <p>(2) 1件の予定価格が5百万円以上5千万円に満たない建設工事等については10日以上</p> <p>(3) 1件の予定価格が5千万円以上の建設工事等については15日以上</p> <p>3 見積期間の計算は、入札公告等を行った日の翌日から起算し、入札書の提出期限の前日までの期間について行うものとし、見積期間には土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を含めないものとする。</p> <p>4 設計図書等に対する質問期限日は、入札公告等を行った日の翌日から起算し5日以降の日とするものとし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は算入しないものとする。ただし、第2項ただし書きの規定により見積期間を短縮する場合又は同項第1号ただし書きによる場合は、この限りでない。</p>	<p>(見積期間)</p> <p>第7 建設工事等の入札に当たっては、入札価格を算出するために必要な期間（以下「見積期間」という。）を設けなければならない。</p> <p>2 前項の見積期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは第2号及び第3号の期間を5日以内に限り短縮することができる。</p> <p>(1) 1件の予定価格が5百万円に満たない建設工事等については1日（一般競争入札及び条件付き一般競争入札にあつては8日_____）以上</p> <p>(2) 1件の予定価格が5百万円以上5千万円に満たない建設工事等については10日以上</p> <p>(3) 1件の予定価格が5千万円以上の建設工事等については15日以上</p> <p>3 見積期間の計算は、入札公告等を行った日の翌日から起算し、入札書の提出期限の前日までの期間について行うものとし、見積期間には土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を含めないものとする。</p> <p>4 設計図書等に対する質問期限日は、入札公告等を行った日の翌日から起算し5日以降の日とするものとし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は算入しないものとする。ただし、第2項ただし書きの規定により見積期間を短縮する場合_____は、この限りでない。</p>

附 則

- 1 この取扱いは、令和5年9月19日から施行する。
- 2 この通知による改正後の建設工事等競争入札事務の取扱いの規定は、令和5年9月19日以降に入札公告等を行う建設工事等から適用する。